

(介護予防)グループホーム スリール長田 運営規程

(規程の目的)

第1条 株式会社ヒナコーポレーションが設置運営する (介護予防)グループホームスリール長田 (以下「事業所」という) が利用者に適正なサービス提供を行うための人員及び管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 この規程は認知症の症状を伴う要介護(要支援)状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した生活を営むことが出来る様にするを目的とする。

(運営の方針)

第3条 職員は入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように努める。

2 利用者の認知症の症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

4. 事業実施にあたっては、神戸市、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携をはかり総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 前各項のほか、法令を遵守し事業を実施する。

(事業の運営)

第4条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業員によって行うものとし、第三者への委託は行わない物とする。

(事業所の名所、営業日、営業時間、定員等)

第5条 事業所の名所及び所在地は次の通りとする。

1	名 称	グループホーム スリール長田
2	所 在 地	神戸市長田区腕塚町1丁目1番2号
3	営 業 日	365日
4	営 業 時 間	24時間
5	登 録 定 員	18名 (1階ユニット・2階ユニット各9名)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所には次の職員を置く。

- 1 管理者 常勤 1 以上（兼務可）
業務の実施状況を常に把握し統括する。
- 2 介護支援専門員 1 以上（計画作成担当者との兼務可）
入所者に係る認知症対応型介護計画の作成に専ら従事する。
利用者からの苦情処理に当たる。
- 3 計画作成担当者 1 以上（介護支援専門員との兼務可）
介護支援専門員と共に認知症対応型介護計画を作成する。
- 4 介護職員 ユニット毎に日中利用者 3 名に対して 1 以上 夜間 1 名（嘱託及びパート含む）
利用者に対して必要な介護及び日常生活における必要な世話、支援を行う。

(利用料等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、自己負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 家賃については、月 45,000 円を徴収する（入居時は日割り、退去時は月極）。
- 3 敷金については入居時に 135,000 円を預かる。
尚、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還する。
また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。
- 4 食材料費の費用については、次の金額を徴収する。
朝食 351 円/回 昼食 675 円/回 夕食 675 円/回（入退去時は日割り）。なお、年度毎に清算を行う。
- 5 共益費（水光熱費）については、月 18,000 円を徴収する（入居時は日割り、退去時は月極）。尚、年度毎に清算を行う。
- 6 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 7 前 6 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に希望者に対し、費用ごとに区分を記載した領収書を交付する。
- 8 利用料の変更等について、事業所は介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は利用料その他費用を変更する事ができます。
変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その内容を記した文章により説明し同意を得るものとします。

※前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で支払いについて同意を受けるものとする。

(サービス内容)

第8条 本事業所で行う介護の内容は、次のとおりとする。

- (1)入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2)日常生活の世話

(3)日常生活の中での機能訓練

(4)相談、援助

(入退去にあたっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当するものは対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
 - 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、認知症の状態であることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要するものであること等、入居申込に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退去の際は、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、多職種との密接な連携に努めます。

(介護計画の作成)

第10条 事業所は、計画作成担当者に、サービス提供開始に際して、利用者又は代理人に、サービス利用申込者又はその家族に対して、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送る事ができるように、他の介護従業者と協議の上、援助目標や目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した、介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者に又はその家族に説明し、同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、利用者に交付するものとする。
- 4 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を行い、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(サービスの取扱い)

第11条 事業所は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営む事ができるように支援を行う事で、利用者の心身の機能の維持、改善を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たって、利用者の心身の状況等について、把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たっては、その介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行います。
- 4 事業所は、サービス提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対

し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

- 5 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る事とします

(社会生活上の便宜と供与等)

第12条 事業所は、利用者の外出の機会の確保やその他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のために支援に努めます。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要は行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行う事が困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

(協力医療機関など医療連携)

第13条 事業所は利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 利用者のかかりつけの医の受診の状況や常時服用する薬等の状況を把握するため 日常のかかりつけ医との情報交換を図るなどをし連携を図れるように努めます。

(従業者の服務規程)

第14条 事業所及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 2 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。
- 3 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心がける。
- 5 事業所及び従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する事を厳守します。
- 6 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(衛生管理)

第15条 事業所の看護職員（外部委託含む）は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(個人情報の保護)

第16条 事業所及び従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する事を厳

守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ利用者に同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合には、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表します。
- 6 この規定に定める事項の他運営に関する事項は、法人と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(従業者の質の確保及び守秘義務)

第17条 事業者は職員の資質の向上を図るため研修の機会を積極的に計画し参加させるものとし、また、業務の執行体制について検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 計画的な研修 年度毎に研修計画を作成し研修を受講させる

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(運営推進会議)

第18条 運営推進会議を設置しおおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対しサービスの内容や活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

(地域交流)

第19条 事業所は地域福祉の向上と福祉の町づくりのために寄与すると共に利用者の地域行事への参画や地域住民のボランティア参加要請など地域住民との相互交流に努めるものとする。

(勤務体制等)

第20条 事業所は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

(記録の整備)

第21条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

(苦情処理)

- 第22条 提供したサービスにかかる利用者からの苦情には迅速かつ適切に必要な対応をするものとする。
- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
 - 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、兵庫県国民健康保険団体連合会や神戸市の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会や神戸市からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(掲示)

- 第23条 事業所の見やすい場所に、運営規定、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項説明書、第三者評価及び自己評価を回覧できるようにします。

(緊急時等における対応)

- 第24条 心身の状況等について特変があった場合はすみやかに利用者の家族や身元引受人・代理人・後見人等に連絡し指示を受けるものとする。
- 2 指示が受けられない時はかかりつけ医又は協力医療機関と連絡を取り対処するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第25条 事業所は利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族や市町村の指示のある場合等は連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応を協議します。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業所及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

- 第26条 事業所は非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- 2 非常災害対策は別に定める「消防計画」等によるものとする。
 - 3 利用時に避難の経路の説明を行うものとする。又避難訓練等が実施される場合は協力するものとする。

(喫煙)

- 第27条 原則、火気の使用を禁止しておりますので、喫煙に関しても禁止としております。喫煙を希望される場合、個別に相談に応じます。

(飲酒)

- 第28条 原則、禁止としております。飲酒を希望される場合は個別に相談に応じます。

(衛生保全)

第29条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持にご協力頂きます。

(禁止行為)

第30条 利用者及びその家族は、事業所での次の行為を行ってはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 政治活動を行う事。
- (3) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) 指定した場所以外で火気を使用すること。
- (6) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第31条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- イ 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ロ 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(情報公開・第三者評価及び自己評価)

第32条 『情報公開』とは介護保険法の規定にもとづいて、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を現実に保障するための新しい仕組みです。利用者による事業所の選択を支援する事を目的とし、都道府県内の介護サービス事業所・施設（サービス種類毎）が、その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公表し、利用者又はその家族が比較検討する事が可能となっています。その内容については、兵庫県 介護事業所・生活関連情報検索に公開されます。

・『第三者評価及び自己評価』とは、事業所の自己評価を基に、第三者機関（当事業所以外の構成・中立な立場）が、専門的かつ客観的な立場から事業所を評価するものです。個々の事業所が、具体的な問題点を把握して、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するためのものとなっています。その内容については、事業所で公開する。また、独立行政法人福祉医療機構、福祉サービス第三者評価情報にも公開されます。

(虐待防止に関する事項)

第33条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 従業員への虐待チェックシートの実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) 虐待防止委員会の設置

- (5) 虐待防止のための指針の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第34条 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない。身体拘束をする方法以外に代替がない。その身体拘束が一時的であるすべての条件を満たした場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間及び時間帯、期間を記載した説明書（同意書）、経過観察記録、解除に向けた検討記録の整備や適切な手続きにより身体拘束を行う。

- 2 従業者への身体拘束に関するチェックシートの実施
- 3 身体拘束適正化委員会の設置
- 4 身体拘束適正化のための指針の整備

(その他)

第 35 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

平成 3 年 4 月 1 日から変更する。

令和 5 年 12 月 1 日から変更する。

令和 7 年 8 月 1 日から変更する（第 33 条、34 条に、チェックシートの実施、委員会の設置を追記する）。